

日 時：令和 8 年 6 月 10 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、

日置参事官、山口参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第359回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は四つです。

議題 1「国税庁長官（国税関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、国税庁長官から、「国税関係事務 全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、精査結果を御説明いたしますので、承認の可否について御審議をいただきたく存じます。

なお、提出された評価書は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであり、記載内容の全部を公表した場合、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがございますので、特定個人情報保護評価に関する規則第13条に基づきまして、一部を非公表とすることを予定しております。

また、特定個人情報保護評価指針の第5の3におきまして、評価実施機関は公表しない予定の部分を含む評価書の全てを委員会に提出することとされております。評価書のうち、資料1－1が公表しない予定の部分黒塗りとした評価書、資料1－3が記載内容の全てを明らかにした評価書でございますところ、本日の評価書の概要説明は資料1－3を用いて行わせていただきます。

まず、資料1－3に基づきまして評価書の概要を説明させていただきます。

今般、評価の再実施を行う理由は、開発中の次世代システムである国税総合管理システム（K S K 2 システム）において、政府共通の標準的な業務実施環境を提供するガバメントソリューションサービス（G S S）との連携を行うこと、その他税務行政の効率化を図るための運用変更に伴いまして、新たな事務プロセスに係るリスク対策を講じる必要があるためでございます。

このため、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして、5

ページの「システム2」としてガバメントソリューションサービス（GSS）が、「システム3」として公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス（中間サーバー相当機能）が記載されており、事務の変更点としましては、7ページの「（別添1）事務の内容」において、公共サービスメッシュやガバメントソリューションサービス（GSS）の利用、高性能パソコンやガバメントクラウドによるデータ分析が図中に示されてございます。事務の変更内容を踏まえ、特定個人情報の入手、使用、保管、委託、情報提供ネットワークシステムとの接続における新たなリスク対策が講じられることとなります。

評価書に追記された主なリスク対策の例でございますが、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策として、127ページの「リスク2」、「ユーザ認証の管理」の下段ですが、ガバメントソリューションサービス（GSS）、ガバメントクラウド及び高性能パソコンでは、パソコンを利用する際には本人認証が必要となり、職員が離席する際にはパスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じることが、委託先による特定個人情報の不正使用等に関するリスクへの対策としましては、129ページの3段目、「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」の「具体的な制限方法」におきまして、委託先が特定個人情報を取り扱う場合は、インターネットその他の外部ネットワークに接続されていないスタンドアロン環境下にある高性能パソコンのみを使用し、操作する際には委託元の付与したアカウントを使用し、委託元が立ち会うことが、また、特定個人情報の保管・消去における特定個人情報の漏えい等リスクへの対策としましては、137ページ、「リスク1」の「⑥技術的対策」の上から4ポツ目でございますが、GSSパソコンにおけるインターネットとの接続対策において、インターネット経由した外部とのメールについては上長承認機能により制御すること、ガバメントソリューションサービス（GSS）で実装されている機能により特定個人情報を含むデータを監視・検出し、USBへのデータ持ち出しなどの操作を制御すること、アクセス制御ポリシーに基づき評価・認可を行いまして、リソース及びアクセスの状況を継続的に観察することが、また、公共サービスメッシュ機関間連携サービスの2ポツ目として、クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じること等が記載されてございます。

評価書の概要説明は以上です。

つづきまして、資料1－2に基づいて、評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから31ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しておりまして、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つぎに、32ページの「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、ガバメントソリューションサービス（G S S）の業務実施環境における国税総合管理システムの運用及び税務データ分析業務の委託に関して、特定個人情報漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているか、といった観点から精査しておりまして、問題は認められないとしております。

つづきまして、33ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しておりまして、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施は、ガバメントソリューションサービス（G S S）の導入やガバメントクラウドの利用に伴うものです。この点につきまして、（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、暗号化通信、不正侵入検知システムによる不正なアクセスの検知及び遮断、上長承認機能による電子メールの送信制限を行うなどの旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、（5）として、（1）から（4）までに記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生じることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載してございます。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国税庁長官に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、資料1－1、1－2及び当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○清水委員 ただいま御説明がありました承認という審査結果案に、賛同いたします。

その上で1点、意見を申し述べさせていただきます。今回の「国税関係事務 全項目評価書」の再実施は、税務行政をより効果的かつ効率的に実施するための次期システム導入に伴い、事務フローが変更になるために行われるものと理解しております。新たな事務フローでは、外部委託によるデータ分析業務や、国税庁職員による外部とのやり取りに加え、G S S端末に特定個人情報を含むデータをダウンロードして臨場先で使用するなど、積極的なデータ活用が予定されています。

一方、そのために増加するリスクに対応するため、高性能なG S S端末を導入し、イレギュラーな事態をシステムで常時監視するなどの対策も導入される予定となっています。

しかしながら、それらの対策が有効に機能するためには、当然のことですが、決められ

たルールに従うという各職員のコンプライアンス意識をより高めていただくことや、上長や監査担当者による適切なモニタリングが、より重要になると考えます。資料１－２の【個人情報保護委員会による審査記載事項】（３）の「組織的及び人的安全管理措置」の記載内容に、今回変更はありませんけれども、評価実施機関である国税庁におかれましては、再徹底をお願いしたいと考えております。

以上です。

○手塚委員長 よろしいですか。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

事務局から説明のとおり、資料１－１、１－２及び該当資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については、公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

（監督関係者以外退席）

○手塚委員長 議題２「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

（内容について非公表）

それでは、次の議題に移ります。

議題３「令和７年度第４四半期における監視・監督の状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 御説明いたします。

本件は、個人情報保護委員会における監視・監督権限の行使状況及び漏えい等報告の処理状況について、令和７年度第４四半期の状況を対外公表するものであります。

まず、資料３－１を御覧ください。令和７年度第４四半期における監視・監督権限の行使状況の概要でございます。第４四半期は、１ページ目の「公表事案」として、埼玉県所沢市に対して個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき指導を行った事案がございます。

続いて、２ページ目以降に公表事案以外の監視・監督権限の行使の状況について記載しております。２ページ目ですが、個人情報保護法に基づく指導・助言は計１５７件あり、うち、民間事業者は１１５件を占めております。不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に安全管理措置の不備等について指導を行っており、不正アクセスによる漏えい等の原因として、ＶＰＮ機器の脆弱性やＥＣサイトを構築するためのアプリケーション等の脆弱性が公開され、対応方法がリリースされていたにもかかわらず、事業者が放置していたこ

と、ID・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたことなどが見受けられました。また、攻撃種類としては、ブルートフォース攻撃やSQLインジェクション攻撃などが見受けられており、ランサムウェア攻撃も件数としては23件となっております。

不正アクセス以外では、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供した法律第27条第1項違反の事案や、個人情報の取得が適正ではなかった法律第20条第1項違反の事案などが見受けられました。指導等の内容として、外部からの不正アクセス等の防止の不備に関する事案が最も多く、次いで委託先に対する監督の不備の事案が多く見受けられました。

続いて、3ページ目から17ページ目にかけて、指導を行った具体的な事案を記載しております。また、18ページ目、19ページ目には、これらの指導の内容別・業種別・人数別の件数を記載しております。

また、20ページ目から、行政機関等への指導・助言の件数等を記載しており、今期の指導・助言の件数は42件になります。メールの宛先誤りや添付ファイル内の保有個人情報の削除の不備による漏えい事案や誤廃棄、紛失といったヒューマンエラーを原因とする漏えい等事案に対して、安全管理措置の不備等について指導を行いました。そして、20ページ目から23ページ目にかけて事案の概要を記載しており、24ページ目に内容別・組織区分別・人数別の件数を記載しております。

25ページ目になりますが、個人情報保護法に基づく報告徴収・立入検査等の件数は、計2件でございました。

26ページ目からは、マイナンバー法に基づく権限行使について記載しております。指導・助言の件数は12件ございまして、26ページ目から28ページ目にかけて事案の概要を記載しております。

続いて29ページ目になりますが、マイナンバー法に基づく報告徴収・立入検査等の件数は0件でございました。

30ページ目は、過去に公表した事案について、当委員会の指導・助言の後のフォローアップの状況を記載する箇所でございますが、第4四半期については該当がございませんでした。

続いて、資料3-2を御覧ください。令和7年度第4四半期における漏えい等報告の処理状況でございます。1ページ目ですが、漏えい等報告の処理件数は、個人情報4,602件、特定個人情報91件となっております。2ページ目ですが、個人情報4,602件に関しましては、引き続き要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等が多く生じているほか、不正アクセス等によるものやクレジットカードの誤送付など、財産的被害が生じるおそれのあるものも多く見受けられております。続いて3ページ目ですが、特定個人情報91件に関しましても、紛失、誤送付等のヒューマンエラーによるものや、不正アクセスによるものも多く見受けられております。4ページ目以降に、個人情報、特定個人情報の処理件数の内訳、詳細を記述しております。

本件につきましては、本日の委員会で決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○木田委員 監視・監督の権限行使の報告等をいただきありがとうございました。

サイバーアタックそれ自体が個人情報の不正取得に当たりますが、エスカレートするばかりで、事業者におかれては不断の安全管理措置が求められている実情が如実に表れていると感じます。事例を他山の石としてもらうべく、指導内容が広く共有されるよう、啓発・広報活動をよろしくお願いしたいと思います。

一方、事業者自体が個人の権利利益を脅かしている、個人情報の不適正取得や第三者提供違反も散見される中、報告書においても「その他の事案」として挙げられております。こうした事案については、漏えい等報告のような義務化された情報提供スキームがあるわけではないため、捕捉するのは難しいと思いますけれども、不断の監視、すなわち総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）など、多角的なチャネルにより、引き続き情報収集に努めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○手塚委員長 事務局からどうぞ。

○片岡参事官 御指摘いただきましてありがとうございます。

1点目の不正アクセスによる漏えい等事案に対する安全管理措置の観点からの指導内容の啓発・広報については、こうした四半期報告による公表や、特に重要な個別事案に関する公表に限らず、サイバーセキュリティ関係省庁・機関との情報共有や認定個人情報保護団体の対象事業者向け等の各種研修で紹介していくなど、しっかりと啓発・広報を進めていきたいと存じます。

2点目の漏えい等以外の事案に関する情報収集については、委員御指摘のとおり、不断の監視方法については多角的なものとし、幅広く情報収集していくことが肝要であると認識しております。具体的には、昨年4月にホームページ上で相談ダイヤルによって受け付けている苦情内容について、やや詳しめの具体例を示したほか、P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）で収集・蓄積している消費者からの多数の苦情から、個人情報に関する問題がありそうなものを抽出して、調査を進めるなどの取組を行っておりまして、一部、これを執行につなげている事例も徐々にではございますけれども出てきております。今後、関係省庁との連携をより密なものにするなどにより調査能力を高めていき、有効な執行につなげていくようにしたいと存じます。

○手塚委員長 よろしいですか。

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

事務局においては、所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「令和7年度第4四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について」、事務局から説明をお願いします。

○中山企画官 本件は、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の令和7年度第4四半期における受付状況について、対外公表するものです。

個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況につきましては、個人の方、事業者や行政機関等が、それらをタイムリーに把握し、個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いの参考とすることができるよう、令和6年度第2四半期から四半期ごとに対外公表しております。

1 ページ目を御覧ください。個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口における対応の概要を記載しております。個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口においては、数多くの苦情や質問に応じております。苦情のうち個人情報保護法やマイナンバー法に定める義務に違反するおそれがあることが明らかであり、個人の権利利益の保護の観点から問題がある事案については、監視・監督権限の行使を担当する部署に情報提供を、また、相談者と事業者等との当事者間で自主的に解決することができず、一定の事由に該当する事案については、相談者と事業者等との間に立って双方から可能な限り納得を得て解決を促す苦情あっせんを行っております。

3 ページ目を御覧ください。令和7年度第4四半期における個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の総受付件数は、記載のとおり5,976件のうち、苦情件数は2,481件、質問件数は2,877件、その他の件数は618件でした。相談件数に占める苦情件数の割合をいう苦情比率は、前期に比べてやや増加いたしました。

4 ページ目からは、個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門、すなわち個人情報保護法の民間規律に関する相談の受付状況になります。令和7年度第4四半期における各件数は記載のとおりであり、前期に比べて減少しております。

5 ページ目には、民間部門における苦情の類型別の件数を記載しております。利用目的、第三者提供、開示等に関するものが多く寄せられました。苦情の類型別の件数の推移については、利用目的及び第三者提供に関するものが多いという傾向に変化はなかったところ

ですが、開示等に関する苦情を除き、いずれの類型でも前期と比べて減少しております。

7ページ目から9ページ目までには、苦情の類型別に数多く寄せられている典型的な苦情内容と助言等の内容を記載しております。

10ページ目を御覧ください。令和7年度第4四半期における個人情報保護法相談ダイヤルでの苦情あっせん申出受付件数は、1件でした。具体的には、保有個人データの利用停止を求める苦情あっせんの申出が寄せられました。

11ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き、漏えい等の報告等、第三者提供、定義に関するものが多く寄せられました。

12ページ目には、事業者に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と回答等内容を記載しております。

14ページ目からは、個人情報保護法相談ダイヤルの公的部門、すなわち個人情報保護法の公的規律に関する相談の受付状況になります。令和7年度第4四半期における各件数は記載のとおりです。

15ページ目には、公的部門における苦情の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き利用及び提供の制限、開示等に関するものが多く寄せられました。苦情の類型別の件数の推移については、利用及び提供の制限に関するものが最も多く、次いで開示等に関するものが多いという傾向に変化はありませんでした。

17ページ目及び18ページ目には、苦情の類型別に数多く寄せられている典型的な苦情内容と助言等内容を記載しております。

19ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。利用及び提供の制限、開示等に関する質問が多く寄せられました。

20ページ目には、行政機関等に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と回答等内容を記載しております。

21ページ目からは、マイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況になります。令和7年度第4四半期における各件数は記載のとおりです。

22ページ目には、苦情の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き収集等の制限に関するものが多く寄せられました。苦情の類型別の件数の推移については、収集等の制限に関するものが継続的に寄せられております。

24ページ目から26ページ目までには、苦情の類型別に数多く寄せられている典型的な苦情内容と助言等内容を記載しております。

26ページ目を御覧ください。令和7年度第4四半期におけるマイナンバー苦情あっせん相談窓口では、苦情あっせん申出受付件数は2件でした。具体的には個人番号の収集等の制限に関する苦情あっせんの申出が寄せられました。

27ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き安全管理措置に関する質問が多く寄せられました。

28ページ目及び29ページ目には、事業者に対して周知することが相当な特筆すべき質

問内容と回答等内容を記載しております。

30ページ目から36ページ目までにかけて、個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門に寄せられた相談内容のキーワードに着目した分析を実施しております。今回は「クラウド」と「医療機関」というキーワードを含む相談について分析して記載しております。

30ページ目及び31ページ目ですが、「クラウド」に関する相談について70件寄せられ、「クラウド」というキーワードに加えて、「委託」、「メール」や「アクセス」というキーワードを含む相談が多く寄せられ、第三者提供への該当性や漏えい等の報告等の主体、その必要性を問うものが多い傾向にありました。

31ページ目から34ページ目までですが、「医療機関」に関する相談については164件寄せられ、「医療機関」というキーワードに加えて、「カルテ」、「患者」、「健康診断」や「薬」というキーワードを含む相談が多く寄せられ、開示等、第三者提供、安全管理措置、漏えい等の報告等、利用範囲等に関するものが多く、多岐にわたる傾向にありました。

最後に、当委員会ではP P C質問チャットを設けて個人情報保護法に関する基本的な質問に応じているところです。P P C質問チャットの利用件数につきましては、13ページ目に記載しております。今期の利用件数は前期と比べて減少し、2,598件となっております。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上になります。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見を願いたいします。

どうぞ。

○清水委員 細かい点ですが、1か所、文言の修正提案です。12ページの表にある個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門に寄せられた質問のうち、2つ目の類型「漏えい等の報告等」に関する回答等内容についてです。相談ダイヤルにおける回答ぶりとして、質問者の置かれている状況を完全に承知していないという状況の下、断定的な判断を示すことはしていないと認識しております。ここで挙げられている漏えい等に関する相談であれば、事案から想定される施行規則第7条の各号への当てはめは、あくまで相談者の理解を促すために仮定的に行っているものであり、これを踏まえて委員会への報告など、求められる対応を説明するといった回答ぶりが適切であると考えます。

こちらの記載では、この事案は「施行規則第7条第3号に該当する」と言い切っているかのように誤読されるおそれがあると思います。そのため、さきに述べました点が明確になるような記載に変更することを提案いたします。

以上です。

○手塚委員長 では、事務局からどうぞ。

○片岡参事官 御指摘いただきましてありがとうございます。

相談ダイヤル等の回答方法については、委員の御指摘のとおりでございます。実際の説明においては、施行規則各号への該当性の判断は相談者に委ねる形としておりまして、断定的な説明は行っておりませんので、御指摘の点が明確になるように、こちらの記載を仮定を置いた回答ぶりに修正したいと存じます。具体的には、「施行規則第7条第3号に該当する場合等、施行規則第7条各号に掲げる報告対象事態を知ったときは、委員会への報告及び本人への通知を行う必要がある旨を説明」といった記載に修正し、公表したいと考えております。

以上です。

○手塚委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、頂いた御意見を踏まえて、御指摘の点が明確になるよう、仮定を置いた回答ぶりに修正することといたします。文案の詳細は、私に御一任いただきたいと思います。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。